

海岸愛護実施要領

第1 海岸愛護団体とは、次の各号に該当するものをいう。

- 一 10人程度以上で構成されており、建設事務所長が相当と認めたもの。ただし、企業のみで構成された団体は該当しない。
- 二 海岸の清掃活動を実施しているもの

第2 海岸愛護活動内容及び対象範囲

- 一 活動内容
海岸保全区域内において、ゴミ等の除去の清掃活動を実施すること。
- 二 対象範囲
報償費の支払い及び表彰の対象とする海岸は、河川課が所管する海岸とする。

第3 海岸愛護団体に対する報償費及び表彰について

一 報償費支払い基準

(1) 期間

報償の対象とする期間は、原則として、毎年4月1日から翌年1月31日までとする。

(2) 報告

団体は清掃活動を実施する際、事前に建設事務所長に報告するものとする。

(3) 提出書類

ア 団体は代表者を定め、団体活動についての実績を別紙様式により市町村を経由して建設事務所長に報告することとする。また、参考資料として写真（現場／活動前・活動後、人／参加人数の確認）及び名簿を団体代表者の証明を添えて、実績報告と共に1部提出する。

イ 実績報告における参加人数は、作業日毎とし、延人数が把握できるように報告する。

(4) 審査

作業の報告と実績の虚実の審査は建設事務所長又は市町村長が行うこととする。

(5) 報償費の算定

報償費については、参加人数割とし、次式によるものとする。

活動人数(人)×150(円)以内

(注) 人数については、延べ人数とする。

(6) 報償費の支払い

ア 建設事務所長は直接、団体へ一括して支払うものとする。

イ 団体が受領について、市町村に委任もしくは契約をしている場合に限り、市町村に支払う事もできるものとする。

ウ 建設事務所長は前項の支払いを完了した時は、受領書を徴収するものとする。

エ 支払い後に団体の報告に虚偽が認められた場合は、団体に対し報償費の返還を請求できるものとする。

(7) 予算配分

ア 建設事務所は毎年2月8日までに実績報告を河川課へ提出する。

イ 河川課はすみやかに予算配分を行なうこととする。

二 表彰

活動の顕著な海岸愛護団体について、別途、県の定めるボランティア活動者表彰要領に基づき、建設部長より知事に推薦するものとする。

(1) 建設事務所は建設総務課からの推薦依頼（例年5月末頃）に対し、海岸愛護団体に関しては、河川課へ報告するものとする。

(2) 河川課は審査の上、建設総務課へ報告するものとする。

付則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年8月1日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。